

内閣府
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

○
号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく指定調査機関等に関する命令案を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子 原二郎

経済産業大臣 萩生田 光一

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく指定調査機関等に関する命令案

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(設計認定の申請)

第二条 法第八条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

(添付すべき書類)

第三条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、プラスチック使用製品設計指針に適合していることを説明した書類とする。

(認定プラスチック使用製品を製造しなくなった場合)

第四条 認定プラスチック使用製品製造事業者等は、設計認定に係るプラスチック使用製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

(設計調査の方法)

第五条 法第八条第五項の調査は、職員二人以上によつて行うものとする。

(変更の認定等)

第六条 法第九条第二項の書類は、様式第二によるものとする。

2 法第九条第二項の主務省令で定める書類は、第三条に規定する書類（設計認定又は法第九条第二項の変更の認定の申請書に添えて提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

3 前条の規定は、法第九条第一項の変更の認定に準用する。

(指定調査機関への設計認定の申請)

第七条 法第十一条第三項の申請をしようとする者は、第二条に規定する申請書に第三条に規定する書類を添付し、又は第六条第一項に規定する申請書に同条第二項に規定する書類を添付して指定調査機関に提出するものとする。

(指定調査機関による設計調査の結果の通知)

第八条 法第十一条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次の事項について行うものと

する。

- 一 設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 設計調査の申請に係る設計調査業務
- 三 設計調査の概要及び結果

(指定の申請)

第九条 法第十二条の指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 設計調査の業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 設計調査の業務を開始しようとする年月日
 - 四 設計調査の業務の手順
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設計調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 申請者が法第十三条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 五 次の事項を記載した書類
 - イ 申請者が法人である場合には、役員の名及び略歴
 - ロ 組織及び運営に関する事項
 - ハ 指定の申請に係る設計調査と類似する業務の実績
 - ニ 設計調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要
 - ホ 設計調査の業務の実施に関する計画
 - ヘ 設計調査を行う者の氏名及び経歴
 - ト その他参考となる事項

3 指定調査機関は、前項第五号イ、ニ又はへの事項に変更があつた場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定調査機関が設計調査を適確に行うために必要な基準)

第十条 法第十四条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 二 法人にあつては、その役員の構成が設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて設計調査が不公平になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによつて申請に係る設計調査の適確かつ円滑な実施を阻害するものとならないこと。

(指定調査機関の設計調査に関する業務の方法に関する基準)

第十一条 法第十六条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合することについて、第九条第一項の申請書に記載された設計認定の業務の手順に即した方法で設計調査を行い、その結果を検証することにより確認すること。

二 設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、その旨を速やかに主務大臣に通知すること。

(設計調査業務規程の認可の申請等)

第十二条 指定調査機関は、法第十八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするとき

きは、申請書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 指定調査機関は、法第十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするとき

きは、次の事項を記載した申請書に変更後の業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。
い。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(指定調査機関の業務規程の規定事項)

第十三条 法第十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設計調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 設計調査の業務を行う事務所に関する事項
- 三 設計調査の業務の実施方法に関する事項
- 四 手数料の収納に関する事項
- 五 設計調査を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 六 設計調査の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 設計調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 会計処理に関する事項
- 九 事業報告書の公開等に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、設計調査の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第十四条 法第二十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 設計調査の申請を受けた年月日
- 三 設計調査の申請に係る業務
- 四 設計調査を行った年月日
- 五 設計調査を行った者の氏名
- 六 設計調査の概要及び結果
- 七 設計調査の結果の通知年月日
- 二 法第二十三条の帳簿は、設計調査の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。
- 三 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

(設計調査の業務の引継ぎ)

第十五条 指定調査機関は、法第二十五条第三項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 設計調査の業務を主務大臣に引き継ぐこと
- 二 設計調査の業務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと
- 三 その他主務大臣が必要と認める事項

(設計調査の業務の実施に要する費用の細目)

第十六条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(以下「令」という。)第四条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

様式第 1 (第 8 条第 2 項関係)

認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 8 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 当該プラスチック使用製品の名称
- 2 適用する製品分野ごとの基準の名称
- 3 当該プラスチック使用製品の説明

- 備考
- 1 不要の文字は、消除すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 (第 9 条第 2 項関係)

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年 月 日

主務大臣 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 9 条第 1 項の変更
の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 当該プラスチック使用製品の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

- 備考
- 1 不要の文字は、消除すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。